

## 令和5年度 京田辺市男女共同参画審議会（第1回）議事録

### 令和4年度男女共同参画年次報告について

委員：ふれあい夢フェスタは評価表でもA評価をされていて、天気もよく、かなりの人数が参加されていた。よい取組だと思っている。子どもを対象とした男女共同参画推進事業は、桃園小学校へ実際に見に行って、小学生と先生、100人对1人だが双方向でコミュニケーションをされて、よい取組だった。他にも何校か行ったことがあるが、非常によい取組なので、拡充など今後の方向性があればお聞かせいただきたい。

事務局：子どもを対象とした事業は、今後も年3校のペースで継続していく。こちらからテーマ例を提示して、テーマや対象学年は各学校で選んでもらっている。テーマも充実させていけたらと思っている。講師がとても上手にしてくださっているので、そういった講師に引き続きお願いしていきたい。

事務局：ふれあい夢フェスタは、今年は人数制限なしにできた。男女共同参画社会の実現と市民団体のネットワークづくりを目的としており、市民が男女共同参画に興味関心を持っていただく機会として、今後もイベント開催に向けて実行委員会を支援させていただきたい。10月には新規団体の募集をして、11月からは毎月1回程度実行委員会を開催し、企画や運営を話し合われる。市はイベントの周知や会議資料の用意など、さまざまな調整を今後も行っていきたい。

委員：年次報告書14ページの、市内企業の取組状況。これは京田辺市内の企業の数か。

事務局：京田辺市内の企業で、京都府のワーク・ライフ・バランス推進宣言企業に登録されているのが30社ということである。

委員：京田辺市の職員は、育児休業や出産補助休暇を取ったら給料はどうなるのか。

事務局：給料はカットされる。共済組合から補填されるが、満額ではない。

委員：そうしたらメリットというのは。経済的な面ではすごくしんどいのではないか。

事務局：経済的には苦しくなるが、夫婦で子育てをできるということがメリットである。

委員：これから子どもに費用もかかってくるから、休暇を取ったのはよいが経済的にしんどいというのが出てくると、その家庭での解決であろうが、どちらにメリットがあるのかということを感じた。

委員：13年前に男性育休を取った身ということと、NPO法人で男性の育児参加に参画しているので、補足させてもらう。市職員は、補助と社会保険料の減免という形で実質20%カットくらいと思われる。お金の問題も非常に大事だが、子育ての短い期間を、質とか量、嬉しさ、楽しさ、ウェルビーイングをどう感じるかというところがとても重要と思っている。そういった意識改革をしっかりと促進していかないといけないし、国では、岸田総理が異次元の少子化対策で育児休業給付を100%まで上げていきたいという方針を出している。京田辺市もしっかり推進していただければと思う。

会長：出産補助休暇について経済的に葛藤があるのは事実だが、出産時に男性がどう関わるかというのは、その後の夫婦間の関係に一生影響するという調査結果が出ている。だから少々カットはあっても、頑張って出産時に男性と一緒に取り組むということが、夫婦間の関係として長い年月を見たら、経済的だけではないメリットがある。

事務局：育児休業は給与のカットがあるが、出産補助休暇や育児参加のための休暇は給与のカットはなく、あくまでも必要な期間を取っていただく形になる。特に出産補助休暇は、出産して一週間入院されている時などにはどんどん取ってもらうことも必要と思うので、もっと職員に周知して取ってもらう方向で進めていきたい。

委員：出産補助休暇というのは何日あるのか。

事務局：妻の入院から出産後2週間の範囲内で、2日の範囲内。取得単位は一日または時間単位で取得することも可能となっている。

委員：一人目はよいが、二人目からは、入院期間、上の子を見てもらいたいというのはある。

事務局：育児参加のための休暇は、妻の産前産後期間中に、生まれてくる子に対して、または上の子に関しては小学校就学前であれば取れるという休暇で、出産予定日の6週間前の日から1歳に達するまでの期間の中で、5日の範囲となっている。さまざまな休暇があるので、組み合わせて取るという形になるが、色々あるのでわかりにくいということもあるかもしれない。

委員：今回、京田辺市職員の男性育休が28.6%から33.3%になったということで、選択肢が多様化したことによる伸びかもしれないと思っている。複雑化するのはいくなくて、選択肢が多くなったというのはとてもよいことだと思う。

会長：とは言え、すごく短期間の休暇で、そんな短期間なのに100%にならないなんて、というのはある。簡単に考えたら、周りに遠慮があつてなかなか休めないというのが従来あつたと思うが、わかりにくい以外にも原因があるのか、そういうことがわからないと、いくら情報提供していても取れない、取らないという選択肢もあるかもわからない。

委員：出産補助の場合は親元に帰って出産される場合があるから、男性はいてもらわなくても別によいというので、100%にはならないのではないかと。

委員：有休の消化率や残業がどれくらいなのか。こういった休暇があつても取れない背景に、その休暇以前にそもそも有休が取れないという働き方の問題などがあるかもしれない。

委員：昨年、改正育児・介護休業法が施行されて、おそらく行政機関も大企業も、男性女性関わらず、出産予定であれば管理職側から個別の面談が義務化されていると思う。その時に、複雑な制度の説明や、このような選択肢があるがあなたのニーズはどうだということを、ヒアリングしながら誘導していくという形が、今回のパーセンテージの伸びにつながっているのではないかと感じているが、どうか。

事務局：面談についてはわからないが、職員向けの情報提供の中で、各制度について詳しく図で説明があつて、申請方法や入力のかたまで、とても細かく情報提供している。

会長：情報提供があつてわかっていても、職場で忙しいとか、ご縁がないと思ってしまう方もあるかもしれない。そのあたりも含めて、直属の上司から言っていただくということも検討いただければと思う。

委員：年次報告書の25ページから26ページ、取組番号154番、155番、156番について、総じてコロナ禍の関係で下がったという理由が書かれている。特に154番については、電話での相談がかなり増えたというところがあつたり、155番、15

6番についても、当初行っていた事業のニーズがこのアフターコロナ以降、変化があったのではないかとかがえる書き方がされている。何か改善であったり、目標値を変えなければならないかどうかということについて、どのような議論がなされたか。

事務局：毎年度、調査の際に、次の年の目標値は必要に応じて修正するよう担当課に依頼しているが、修正は上がってきていない。156番の健幸パスポート事業は参加する人数を増やしていくという目標になっているが、154番、155番については、計画策定前からやっている回数を同じように続けていくという目標である。健康相談は、健康教育の事業に来てくれた人がそこで相談できるという形なので、健康教育事業がコロナできていない分、相談の回数も減っている。今年度はコロナ前の状態でできるという見込みでそのままの目標になっており、相談の回数も、健康教育事業とセットでやることで増えていくということである。電話相談が増えていることについては、ニーズとして電話相談の方がよいということなのか、コロナだからそうなのか、その辺は注視していかなければならない。以前から、健康教育の中の各教室やセミナーは中身を変えてきている経過があるので、ニーズ等にはそういった中身のところで対応していついて、この事業を継続して機会を提供していくというところは変わらないと思っている。

委員：ニーズの変更はなくて、継続的に行っていくことでおそらく回復して、次、来年度かどうかはわからないが、B評価かA評価になるという認識か。

事務局：そういう認識である。

会長：対面での健康教室を企画されていたということであると、コロナの影響で対面での開催が難しいという状況があって、従来の目標のままでよかったのかということは当然思う。それをどう評価してよいかわからないから備考に書くということになるが、本当にCでよかったのかどうか。例えば、このコロナ禍を経てずいぶん世の中変わってきて、対面というよりはむしろオンラインの研修会がすごく盛況になっている。そのあたりも含めて、開催の方法自体を検討する時期に来ているのかとも思うがどうか。

事務局：健幸パスポートのポイント対象にもなっている事業で、関連する取組の方に入っている「一休さんウォーク」という事業について、ウォーキングの大会として開催をしていたが、コロナで開催できなくなって、その時にアプリやスタンプラリーで、個人で歩いてもらってポイントにするという、代替の事業をした。これからはそちらのほうがよいのでということで、「一休さんウォーク」は廃止して、今年度からは個人で参加するようなウォーキング事業に変えていくと聞いている。コロナをきっかけにして、そういう事業の中身の見直しは各課でしているところがある。

会長：この健康教室関連のところは、とりあえずは今そのままか。

事務局：健康教育については、変更は聞いていない。私どもの講座も、今年度から定員を元に戻している。これとは別にDXの推進というのがあるが、オンライン化ができるものはしていこうという動きもあり、状況を見ながら中身を変えていくところはあると思う。

委員：女性の相談室の中身を見ると、2番の「こころ」の問題が増加傾向にある。また、5

番の「夫婦関係の悩み」の中身を見ると、一番多いのが「別居・離婚」となっている。この傾向だけを踏まえて単純に思うのは、今までは女性特有の問題であったところから、こころの悩みが変わっている。それが別居・離婚という問題に進んでいる。フェーズが変わってきている可能性があるのではないかと考えている。家庭内のトゲが家庭外の悩みに移ってきていて、別居とか離婚というのは、人権であったり社会性の不和という問題に移ってきている可能性がある。そういう意味では、経済性の自立であったり、社会環境の変化に対応というところが、次の課題の解決のアイテムになってくるのではないかと考えていて、今ここでいう男女の問題、いわゆるジェンダーフリーということではなく、多様性、ダイバーシティのほうに移ってきている可能性があるのかもしれないと思う。相談の内容がどの活動に紐付いていて、問題の解決に結びついているのかというのが、もう少しわかりやすくなっていると、顕在化している課題の解決への道筋になるのではないか。この資料だけではそこが少し見えない部分があるので、課題そのものが少しずつ変わってきている、女性の問題からそういう問題ではなくなってきた部分と、それを解決するための手段がまだはっきり見えてこないというところが、今の課題という受け止め方をしている。そのあたりはどうか。

事務局：一つの案件があった時に、解決したところまでという追跡を全ての件数でできなかったりもするところがあり、行政に来られなくなった段階で、立ち消えになっているのか、自分で例えば弁護士であったり知り合いであったり、転居して違う解決策を見つけたのか、そこまで突きつめられないというのは正直なところある。大学の研究テーマなどで取り上げてずっと追跡調査などをしていくと、傾向と対策が学問的な部分も含めて積み上げられると思うが、まずはこのデータと、法律相談だと女性の弁護士窓口にご案内したり、就職の窓口や相談に乗って丁寧に対応して自立の足がかりにさせていただくようなもの、ある程度幅広く多岐に渡った中でニーズに応えられるように対応しているというのが実際のところである。

委員：私がそう感ただけのことで、せっかく悩みごとを話していただいているのであれば、解決になればよいと思ったままである。

委員：相談を受ける立場から申し上げますと、私たちに救済の権限は与えられていない。だから解決とは結びついてない。離婚したいと言ってこられた方に、それならこうするとよいというようなことはない。相談に来られたら傾聴して、じゃあどうしたいですかということで、弁護士さんの方に紹介したり、虐待などだったら法務局の方に上げて、法務局から調査に入っていただいて救済の方向に持っていくという、橋渡しの段階である。だからこの数字は相談された件数であって、解決した件数ではないと思うがどうか。

事務局：おっしゃっていただいたとおりで、解決の先のご案内をするのが行政側のメインの仕事になってくるので、リンクする中で、自立に役立つような窓口というか、簡単な教室であったり就職相談であったり、履歴書のわかりやすい書き方であったり、そういったものの手助けを若干しておるといようなことで、それもこちらの方からではなく、どうしたらよいだろうというご相談の中で、提案した中でセレクトしていた

だいて、合意をしていただくというふうになってくる。

委員：この別居・離婚60件、これ全員が別居している、離婚しているわけではない。

事務局：その相談件数である。

事務局：相談の内容で主訴、どこがメインに当たるかというところで、この別居・離婚というのがその方にとって今重きを置いていて、特に専門相談はカウンセリングなので、予約を取って継続して受けていかれて、先生との共同作業で一緒に考えていって、その方にとって前へ進んでいくということで、まずはお気持ちの整理のお手伝いといったところをしている。

委員：私は高校の教師をやっていたので、卒業生で京田辺にも何人か若い夫婦がいるが、彼らの一番大きな問題は、保育所、学童が、一応待機ゼロとなっているが、希望どおり入れるかと言われたら全然入れない。それで、働きたいけれどもしかたないからパートにするとする。基本的にやはり男女の働き方の問題で、例えば男性が早く職場を去って保育所に迎えに行けるか、そういう条件が社会の中にできているか。京田辺市の職員の中でも早めに出て子どもを迎えに行っている人達がどれぐらいいるのかわからないが、やはりまだまだその辺のことは女性にしわ寄せが来て、私の教え子も、資格を持っていても子どもがいるからフルタイムでは働けないという状況もある。そういう点では、やはり行政の大きな仕事として、保育、学童等々の充実をもっと図ってほしい。

事務局：待機児童をなくすように子育ての部局も取り組んでおるというのはご承知いただいていると思うが、学童に関しても基本は断らずに受けるという体制の中で、学童の施設で預けられればよいが、お子さんがたくさんになると、特別教室を活用した中で学校の施設を借りて対応しているとも聞いている。子どもの数とニーズに対してどこまで追いつけるかという、対応の最中にあると思っている。担当部局の方に声として上げさせていただく。

会長：ぜひとも中で、そういうことについて検討していただきたいと思う。

委員：18ページの23番、子どもを対象とした男女共同参画推進事業について、本年4月にこども基本法が施行されている。子どもの意見をしっかり尊重し、最善の利益をやっていかないといけない、行政の側もしっかり取り組まないといけないということで、この点を京田辺市としてどう考えているのか。17ページの9番と10番、LGBTQについても、本年6月、LGBTQの理解増進法が施行されている。いずれも新法である。事業内容の変更であったり、もちろん事業内容が変わると目標値や評価の方向性というのは大きく変わってくると思うので、新法に対しての対応を京田辺市としてどうされているのかということと、今回のこの審議会での評価のしかたを教えていただきたい。あと、この計画は10年計画になっている。京都府の市町村を見ても5年計画のところはかなり大きいので、こういう新法であったり、アフターコロナ前からニーズというのはやはり外部環境が激変しているので、10年の計画というのはなかなか難しいのではないかと思う。

事務局：関係する法律がさまざまなタイミングできたり改正されたりするが、LGBTについても、もともと理解を促進していこうという取組なので、それは何ら、法律ができ

たことによって変わるものではないと考えている。各取組をする中で、充実させていく、改善していくということはあるにせよ、この取組を止めて違う取組をしなければならないとか、目標を変えた方がよいとは考えていない。令和7年度までの目標に向かって進めているところなので、それを継続してやっていくというのが基本的な考えである。計画の期間についても、基本目標、例えば「性別にとらわれずお互いに認め合う意識の浸透」が5年で達成できるとか、5年で何か目に見えて成果が現れるというものではないと思っており、国の基本計画や京都府の計画もそうだが、10年というスパンの中で、真ん中の5年で「施策」については見直しをするという形を取っている。京田辺市も同じ形で、中間目標に対しての達成度合いを見て、もう少しテコ入れしないといけないところなどは施策の見直しで対応していくという考えである。来年度市民意識調査をして、その次の年度に施策の見直しをやっていくことになる。それでも割と早いスパンと感じていて、この間計画を作ったばかりとったりもするので、この計画期間でさせていただきたいと思っている。

委員：おっしゃるとおり計画が令和3年にできたばかりなので、最初から計画を潰すみたいな話をするなどというのはよくわかる。ただ言いたかったのは、計画を作ったのはコロナがなかった時で、抜群に変わっているというのが現実としてあるのと、やはり新法ができたことに関しては、計画自体を変更する必要はないかもしれないが、追加であったり、評価のしかたということも、オプションで付け加えるということは十分あってもよいと思っている。来年度、市長からの中間の諮問があると聞いているので、しっかりと市民のニーズを捉まえて、この審議会ですっかりお話しできたらとよいと思っている。

会長：確かに社会も変化しているし、新しい法律もできる。いったん区切りを決めたらその中でずっとやっていくかと言うと、やはり見直しという意味では常に修正や追加があってもよいと思うし、そのための備考欄があるのでそこも含めて書き込んでいただいて、次の調査に反映して、それを次の計画に反映するという形になっていくと思う。この年次報告書については、この内容のまま公表するというので、ご異議ないか。

委員一同：異議なし

(以上)